

公布された条例のあらまし

◇奈良県手数料条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の改正に伴い、同法等の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

(1) 第十四条第六項 ↓ 第十四条第七項 等

(2) 第十二条第二項 ↓ 第十二条第四項 等

2 施行期日

1の(1)については令和二年九月一日から、1の(2)については令和三年八月一日から施行することとした。